

さがそうみらい

みんなでつながる アクションプラン

～相模原市不登校総合対策実行計画～



相模原市
相模原市教育委員会

市長・教育長メッセージ

児童生徒の皆さんへ

「すべ全ての子どもがこ将来にしょうらい夢やゆめ希望きぼうを持ち、自分らしくも健やかにじぶん成長すこできる」

これは、わたし私たちがとてもたいせつ大切にしていることです。

その実現のために、みな皆さんが安心して「い行ってみたい」と思えるおも学校がっこうを目指しています。

もし、がっこう学校に通うことがかよ不安ふあんになったり、くる苦しくなったりしたときでも、

みな皆さんは一人ではありません。ひとり皆さんの周りにはみなたくさんの味方まわがいます。

こま困った時にだれ誰かにそうだん相談できること。

がっこう学校に行くのがい苦しくなっても、だれ誰かとあんしん安心してばしょつながれる場所があること。

じぶん自分のペースにあ合ったがくしゅう学習ばしょをする場所があること。

わたし私たちは、いろいろ色々な場所よういを用意して、みな皆さんがみらい未来えがを描けるようにちから力をつ尽くします。

保護者の皆さまへ

お子さまが学校に通えなくなったとき、

保護者の皆さまもとても悩み、苦しんでおられるものとお察しします。

私たちは、誰一人取り残さない学びを保障するため、

一人ひとりの状況に合わせた多様な学びの場や居場所を確保していきます。

また、保護者の皆さまが必要としている情報の発信や、保護者同士が悩みを共有し、

懇談する場の開催など、皆さまに対する支援も充実させていきます。

誰一人取り残さない社会を目指し、私たちが見守り、寄り添い、支えています。

市民の皆さまへ

少子化の進行により令和6年度の本市の児童生徒数が48,632人にまで減少する中、不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、小中学校等104校全体で過去最多の2,084人となりました。

この状況は本市にとって喫緊の課題であり、

今般、不登校対策に関する施策を総合的に推進するための「アクションプラン」を策定しました。

学校へ通うことに不安や負担を感じることは、決して特異なことではなく、

誰にでも起こり得ることです。

様々な理由から学校へ行かないことを選択したとしても、社会とのつながりを途切れさせず、

全ての子ども、そして保護者の皆さまが、安心して未来を描けることが重要です。

私たちは一丸となり、対策に取り組みます。

相模原の子どもたちのため、皆さまのお力をお貸してください。

令和8年1月 相模原市長 本村 賢太郎
教育長 細川 恵

目次

第1章 策定に当たって	1
1 策定の背景と趣旨	2
2 策定体制	3
3 位置付け	3
4 計画期間	4
5 進行管理	4
第2章 不登校の状況	7
1 本市における不登校の状況	8
第3章 基本的な考え方	13
1 基本理念	14
2 基本方針	15
第4章 総合的な施策の展開	17
基本方針1 全ての児童生徒が安心して過ごせる、 魅力ある温かい学校づくりの推進	18
基本方針2 個々の状況に合わせて選択できる、 多様な学びの場や居場所の整備	23
基本方針3 児童生徒や保護者に寄り添った相談支援の充実	27
基本方針4 関係機関との連携強化による、 切れ目ない支援体制の構築	31
成果指標	34
事業一覧	35
附属資料	

第1章 策定に当たって

Ⅰ 策定の背景と趣旨

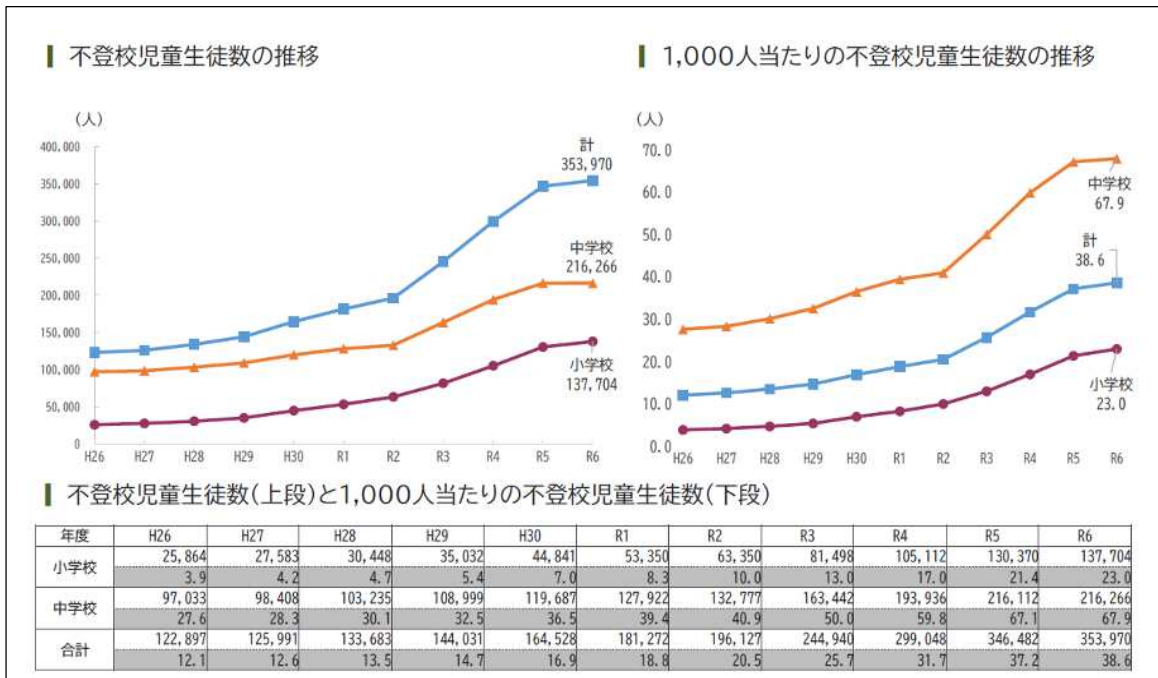
〈 国の動向 〉

近年、不登校児童生徒数は年々増え続けており、令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、全国で353,970人(小学校137,704人、中学校216,266人)の児童生徒が不登校となっています。

こうした中、国では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。)を制定し、同法に基づく「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月31日策定)や、同法を踏まえた「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月31日文科科学大臣決定)により、取組を推進しています。

これらの中では、不登校は、環境によって、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校そのものが、問題行動であると受け取られないような配慮が必要なことや、支援に当たっては児童生徒やその保護者の意思を十分に尊重しつつ行う必要があるとされています。また、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるなど、支援の基本的な考え方が示されています。

不登校児童生徒数の推移(全国)



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

〈 市のこれまでの取組 〉

本市においては、令和元年度から「不登校対策検討委員会」や「不登校対策プロジェクト会議」などを立ち上げ、学識経験者や地域団体の代表者等を交えながら、本市の不登校の現状分析や支援策の検討などを行ってまいりました。

学校を支援するため、令和元年9月に「不登校対策・対応取組事例集」や令和4年3月に「ICTを活用した学習支援についてのガイドライン」を作成し、令和7年3月には、それまで学校を支援するために作成していた様々なガイドラインを一元化し、「不登校児童生徒への支援の手引き」として取りまとめました。

また、校内及び校外教育支援センターの設置・拡充、青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、ICTを活用した不登校支援など、様々な取組を推進してきました。

〈 計画の策定 〉

これまででも不登校児童生徒への支援について、様々な取組を推進してきましたが、今後、それぞれの取組を子どもや保護者のニーズに合わせて内容を検討していくとともに、更に切れ目ない支援を進めていくためには、市全体で組織横断的に対応していく必要があります。

また、子どもや保護者が必要な支援を受けられるよう、施策を体系的に分かりやすく示すことも重要です。

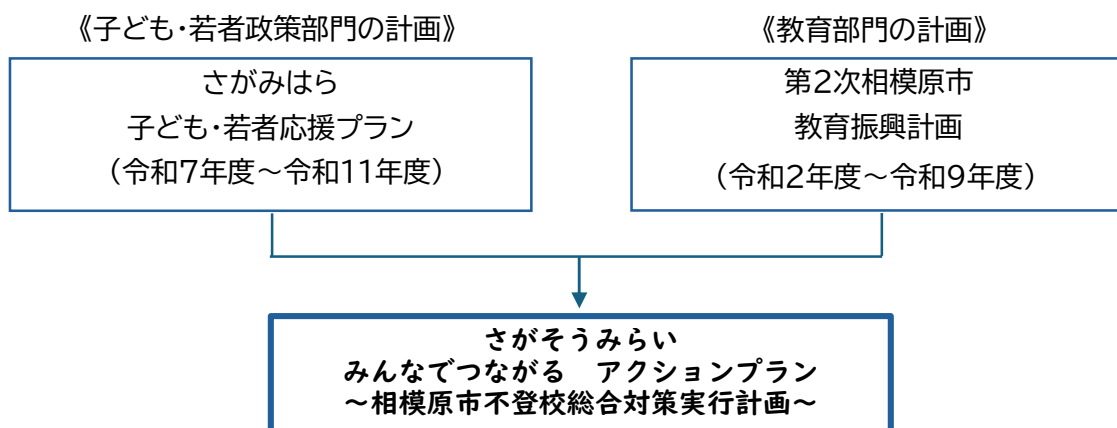
その実現のために、本市の不登校対策を総合的に推進するためのアクションプラン（以下「計画」という。）を策定し、支援の更なる推進を図ります。

2 策定体制

庁内の関係各課・機関で構成する「不登校対策プロジェクト会議」等において、計画の内容を審議した上で、学識経験者や地域団体の代表者等を交えた「不登校対策検討委員会」や、子ども・保護者・支援者等を対象としたアンケート等、様々な意見を聴取し、その結果を踏まえ、計画を策定しました。

3 位置付け

計画は、「さがみはら子ども・若者応援プラン」と「第2次相模原市教育振興計画」の実行計画として位置付けます。



4 計画期間

期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 進行管理

「不登校対策プロジェクト会議」において、施策の検討、進行管理等を行い、実施状況を把握・点検するとともに、「不登校対策検討委員会」への意見聴取を行いながら、社会情勢の変化なども踏まえ、計画期間中であっても必要な見直しを行います。

進行状況については、毎年度ホームページ等で市民に分かりやすく公表します。

用語解説

この計画では、特に記載がない限り、おおむね次のとおり使い分けて表記することとします。

呼 称	定 義
小学校	小学校及び義務教育学校前期課程
中学校	中学校及び義務教育学校後期課程
児童	小学校及び義務教育学校前期課程に通う者
生徒	中学校及び義務教育学校後期課程に通う者
児童生徒	小学校、中学校及び義務教育学校に通う者
こども	年齢によらず「心身の発達過程にある者」
子ども	おおむね18歳までの者
子ども・若者	おおむね39歳までの者

教育機会確保法とは

この法律は学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子どもたちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律です。

その中で「学校における環境の確保」や「個々の児童生徒に応じた学習支援」など、5つの基本理念が示されました。

基本理念

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。



「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」の周知に関するパンフレット（文部科学省）

第2章 不登校の状況

1 本市における不登校の状況

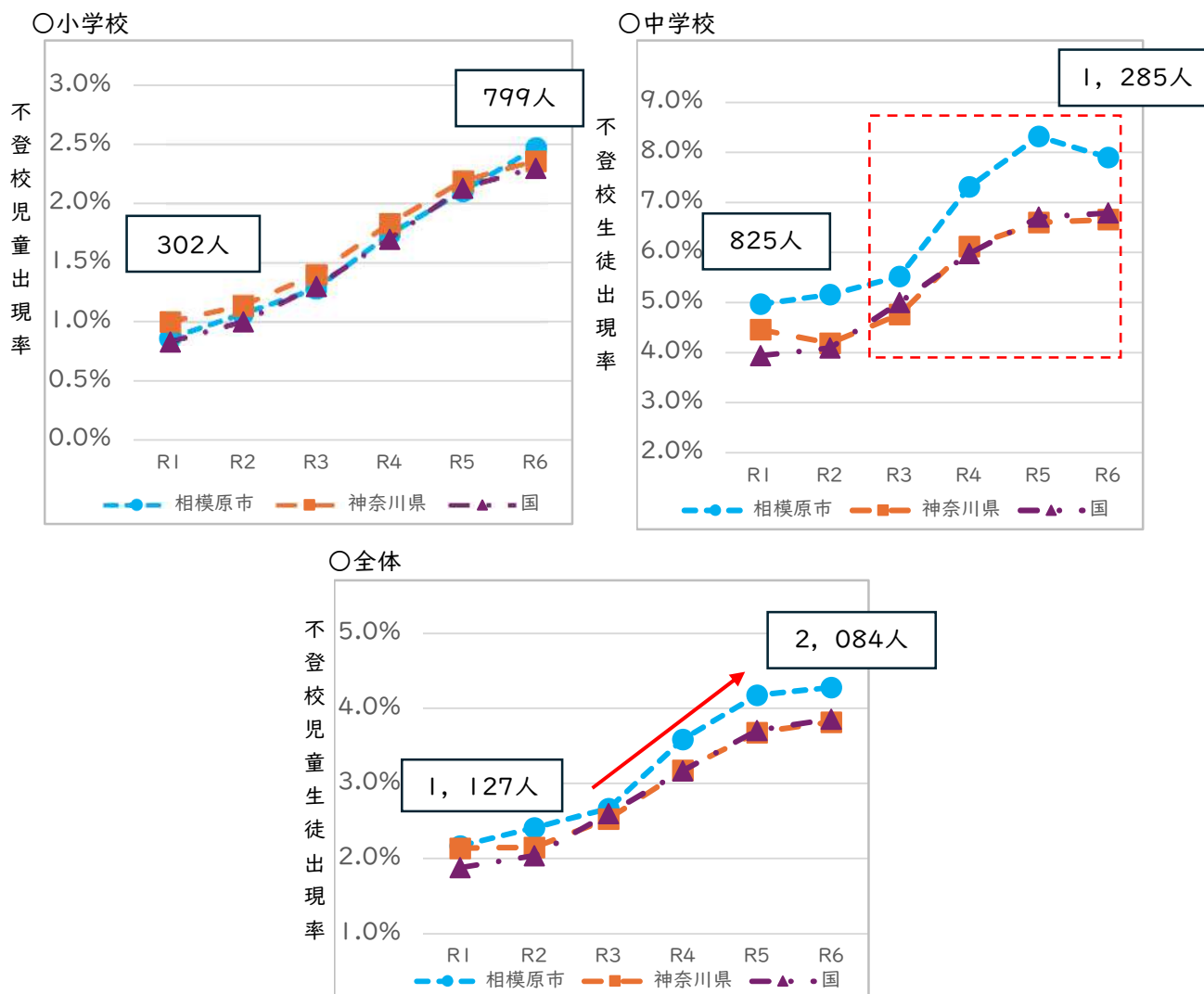
(1) 不登校児童生徒数の推移

本市では不登校により年間30日以上欠席している児童生徒数は、年々増加しており、令和6年度は小学校で799人、中学校で1,285人、全体で2,084人となり、5年前に比べ、約1.8倍に増加しています。

また、不登校出現率も、増加傾向にあり、令和6年度は小学校で2.5%、中学校で7.9%となっています。これを小学校35人学級、中学校40人学級で換算すると、小学校では、1学級に約1人、中学校では1学級に約3人、不登校児童生徒数が在籍していることとなります。(図1)

特に本市は、中学校の不登校生徒の出現率が国や県の数値より高い傾向があります。

図1 不登校児童生徒の出現率の推移



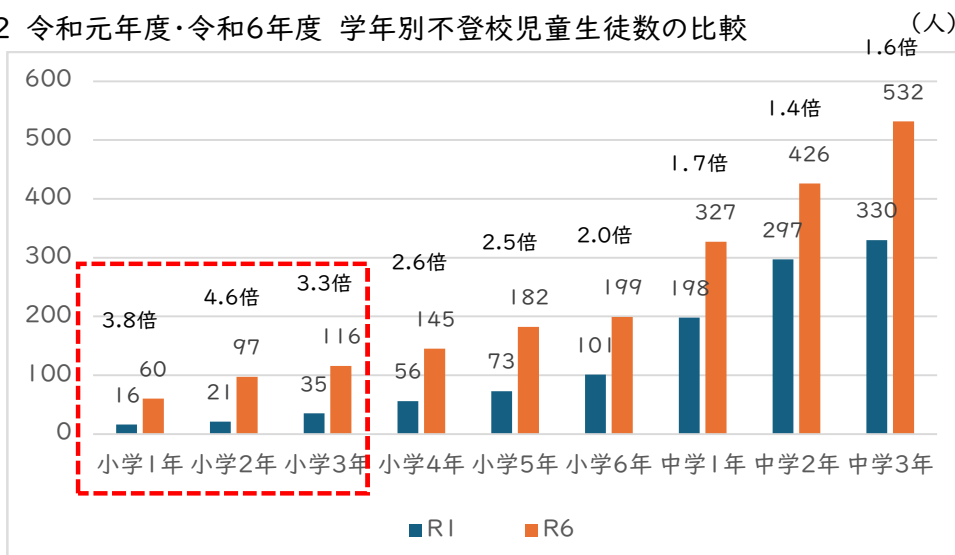
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

(2) 学年別不登校児童生徒数の比較

不登校児童生徒数は学年が上がるにつれて、増加する傾向にあります。

また、令和元年度と令和6年度の不登校児童生徒数を比較すると、小学校段階での増加の割合が大きくなっており、特に小学校低学年の不登校児童数の増加率が高くなっています。(図2)

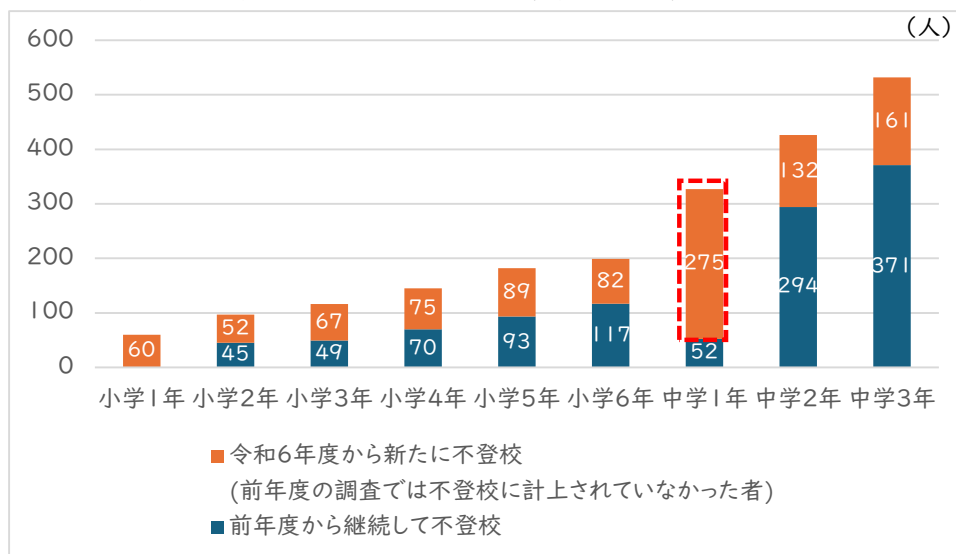
図2 令和元年度・令和6年度 学年別不登校児童生徒数の比較



「相模原市立小中学校等における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

前年度から継続して不登校となっている児童生徒数は、学年が上がるにつれて増加する傾向にありますが、中学1年においては、小学校から継続して不登校の生徒が減少する一方で、新たに不登校になる生徒が多くなっています。(図3)

図3 令和6年度 学年別児童生徒数の内訳(新規・継続)



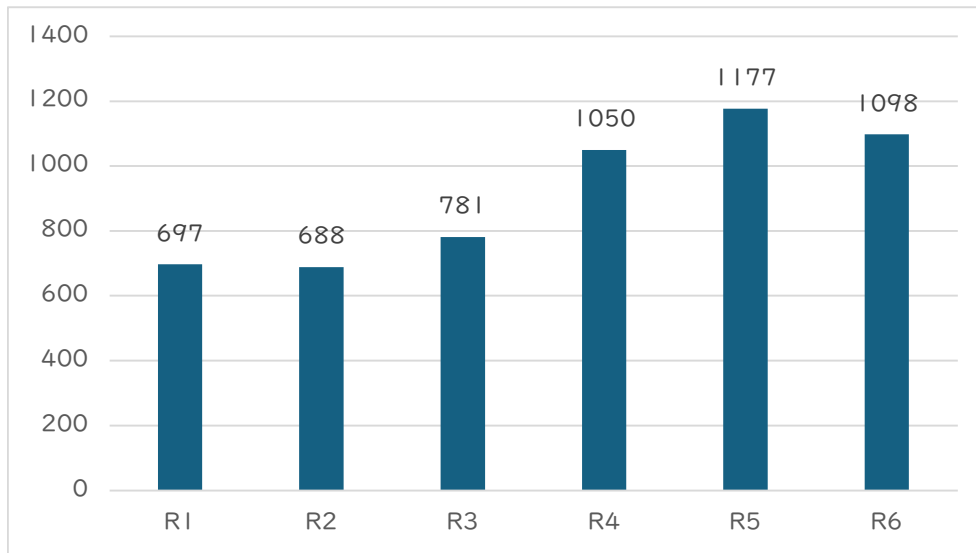
「相模原市立小中学校等における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 年間90日以上欠席している不登校児童生徒数の推移

年間90日以上欠席している不登校児童生徒数は、増加傾向となっています。多くの児童生徒の不登校が長期化している状態といえます。(図4)

図4 年間90日以上欠席している不登校児童生徒数の推移

(人)



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

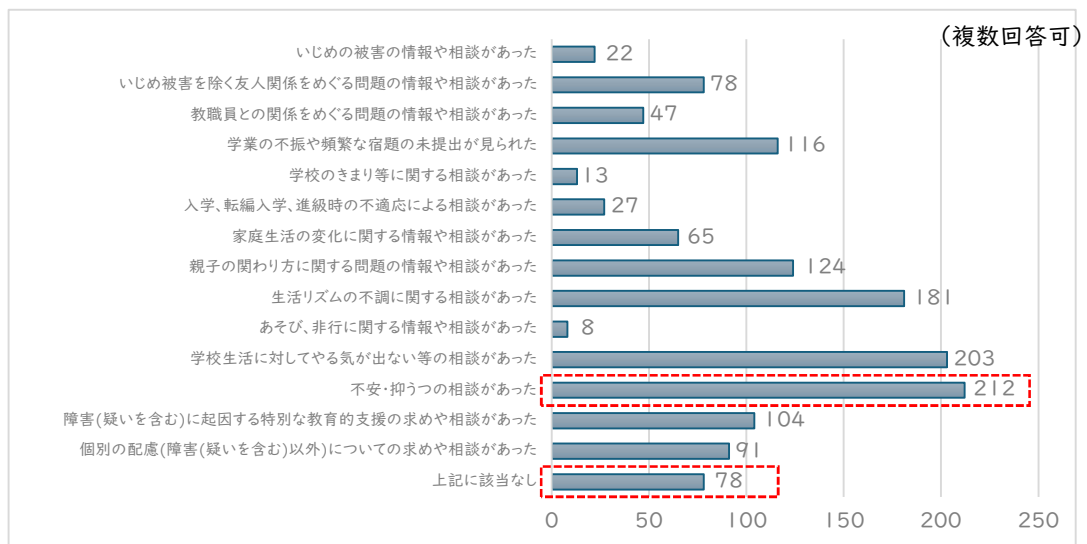
(4) 不登校児童生徒について把握した事実

不登校の主たる要因としては、小学校で「不安・抑うつ」、中学校で「学校生活に対するやる気」が最も多く挙げられています。

また、「上記に該当なし」については、中学校で多く、本人・保護者、教員も不登校となった要因が把握できていない状況となっています。(図5・6)

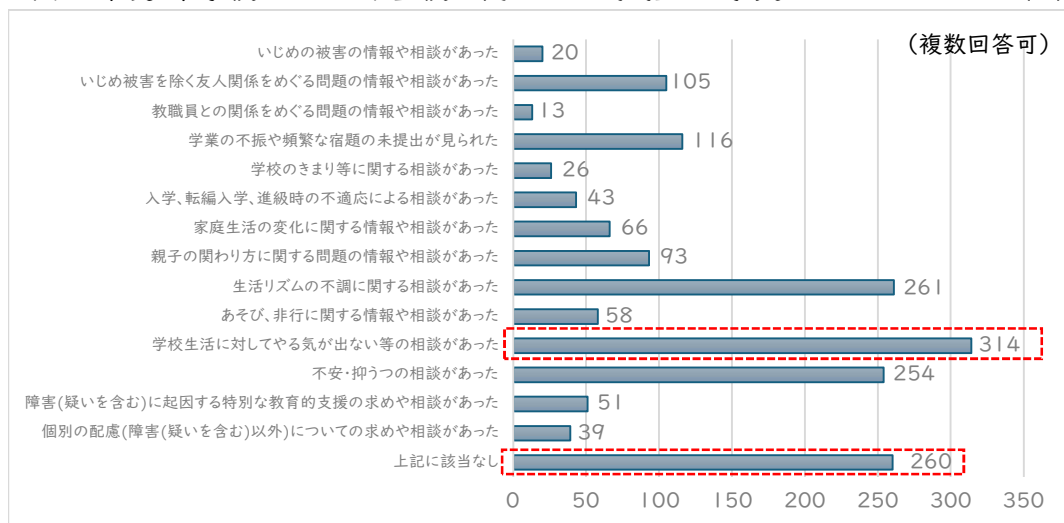
図5 令和6年度 小学校における不登校児童について把握した事実

(人)



「相模原市立小中学校等における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図6 令和6年度 中学校における不登校生徒について把握した事実 (人)

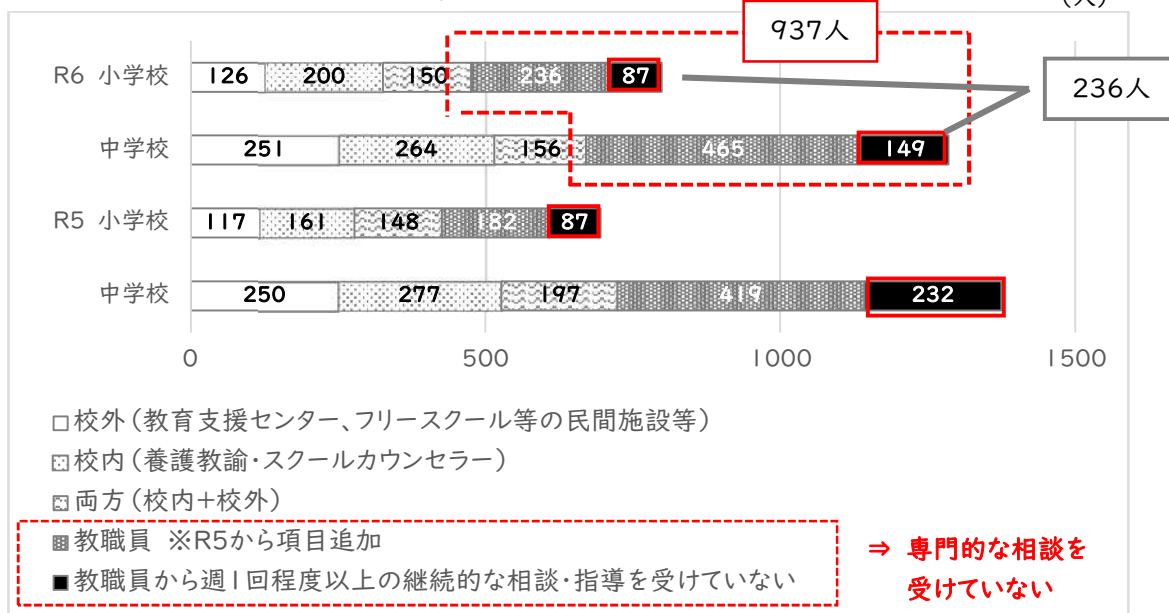


「相模原市立小中学校等における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 不登校児童生徒への支援状況等

学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない児童生徒数は、937人となっており、そのうち236人は、教職員から週1回程度以上の継続的な相談・指導を受けていない児童生徒数となっています。(図7)

図7 不登校児童生徒の相談・指導状況 (人)



「相模原市立小中学校等における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第3章 基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

- ・「温かさ」のある支援によって、
全ての児童生徒を社会へとつなげる
- ・誰一人取り残さず、支援を行き届かせ、
よりよい生き方を見つけられるようにする



2 基本方針

1 全ての児童生徒が安心して過ごせる、 魅力ある温かい学校づくりの推進

児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安全で安心して生き生きと過ごせる場となるよう、「魅力ある学校づくり・学級づくり」に向けた取組を推進します。

2 個々の状況に合わせて選択できる、 多様な学びの場や居場所の整備

児童生徒が、それぞれの状況に応じて、「学びたい」と思ったときに学べる場や、安心して過ごせる居場所を、多様な選択肢の中から選ぶことができる環境を整備します。

3 児童生徒や保護者に寄り添った相談支援の充実

児童生徒や保護者が一人で悩むことのないよう、相談支援体制の充実を図り、それぞれに応じたきめ細かな支援を行うとともに、不登校に関する様々な情報をわかりやすく発信します。

4 関係機関との連携強化による、切れ目ない支援体制の構築

複雑・多様化する不登校の要因や背景に的確に対応していくために、学校・教育委員会と市長部局の連携を強化するとともに、地域との連携を深めることで、社会的自立に向け、切れ目なく支援します。

第4章 総合的な施策の展開

基本方針 1

全ての児童生徒が安心して過ごせる、 魅力ある温かい学校づくりの推進

国においては、教育機会確保法を定め、同法を踏まえたCOCOLOプランなどにより、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、学校が安心感、充実感を得られる活動の場となることを目指しています。

本市においては、魅力ある温かい学校・学級づくりのために、肯定的・教育的・予防的な方法で児童生徒への支援をしています。

全ての児童生徒が「自分という存在が大事にされている」、「学校・学級が心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場となっている」と実感できる環境整備を推進するとともに、きめ細かな学習支援を提供し、誰一人取り残さない学びを保障する取組を推進します。

コラム

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLOプラン)とは

令和5年3月に文部科学省から、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」が示されました。

【プランの内容】

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする



施策の方向と主な取組

1 全ての児童生徒にとって、学校や学級を魅力ある温かい場所にします

児童生徒の望ましい行動が増えるような働きかけを行いながら、学校生活をサポートする人材の配置や、教職員の資質向上に向けた研修を充実させ、全ての児童生徒が安全に、安心して、意欲的に学べる学校・学級づくりを推進します。

主な取組

・ポジティブ行動支援の推進

児童生徒がよりよい生き方を見つけながら社会的自立へと進めるよう、肯定的、教育的、予防的な「ポジティブ行動支援」の考え方による支援を推進します。

・学校生活支援員（学校サポーター）の配置

通常の学級において、支援を必要とする児童の情緒面及び生活面をサポートする人材を配置します。

・教職員の資質向上に向けた研修の充実

教職員に向けた「だれもが行きたくなる学校づくり研修」や「だれもがわかる授業づくり研修」などを開催し、教職員の資質向上を図ります。

20ページ
コラム

2 誰一人取り残さない学びを保障します

児童生徒一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな教育活動に取り組むとともに、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続や小中一貫教育の推進など、切れ目ない教育を推進します。

主な取組

・5歳児健康診査事業の実施

5歳になる子どもを対象に健康診査を実施し、子どもの発育や発達の状況を把握します。

子ども自身が抱える困難さや特性を早期に把握し、適切な支援につなぐことで、子どもと保護者が安心して就学準備に向かえるよう支援します。

・幼保小連携推進事業の実施

「架け橋期」にある子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が、互いの参観や共同研修等を行い、連携することで、子どもが抱えている課題、生活や学習で感じている困難さについて、早期に把握し、適切な支援につなげます。

21ページ
コラム

• 通級指導教室の拡充

言語面や情緒面等に関して、個別の支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援が行える場を拡充することで、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにします。

• 学力保障推進事業の実施

学習支援員(*1)の配置や多層指導モデルMIM(*2)を導入することで、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援により、児童が学習で困ることがないように支援します。

• キャリア教育・小中一貫教育推進事業の実施

各中学校区において、小中学校等が家庭・地域住民等と義務教育9年間で育てる「めざす子ども像」を共有しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育む教育活動を展開することで、児童生徒の自己肯定感や学び意欲を高め、「未来を切り拓く力」の育成を図ります。

*1 教育的支援が必要な児童に対して学習支援をする者

*2 通常の学級において、異なる学力層の子どものニーズに対応した指導・支援をしていこうとするモデル。特に、子どもが学習につまずく前に、また、つまずきが深刻化する前に指導・支援を提供していくことを目指す。本市では、読み間違えが多い、音読はできるのに意味を理解していない、文字を抜かして読んでしまう等の「読み」のつまずきや、初期の「読み」の指導における難関の1つである「特殊音節」などに焦点を当て、文字や語句を正しく読んだり、書いたり、滑らかに読んだりすることを目指す、「読み」に特化した指導モデルを導入している。

コラム

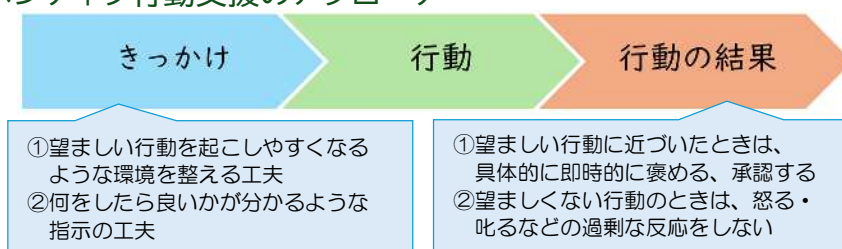
ポジティブ行動支援とは

「問題行動を減らす」ではなく、「望ましい行動を増やしていく」ポジティブ行動支援は罰則的ではない、肯定的、教育的、予防的な方法で支援するための枠組みであり、児童生徒の「こんな自分になりたい」、教員の「こんな児童生徒に育てほしい」という願いを形にしていくものです。

ポジティブ行動支援の考え方のポイント

- ・何か問題が起きた後に支援するのではなく、予防的な支援であること。
- ・できていないことに着目するのではなく、できていることに着目すること。
- ・望ましくない行動を「罰則や叱責」で減らすのではなく、望ましい行動を「称賛や承認」で増やし、結果的に望ましくない行動を減らすこと。

ポジティブ行動支援のアプローチ





幼児期から児童期への接続(架け橋期)

子どもたちの学びは、家庭から保育所・認定こども園・幼稚園、小学校へと続いていきます。特に、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の期間は、生涯にわたる学びや生活基盤をつくるための重要な時期であり、「架け橋期」と呼ばれています。本市では子どもたちの健やかな成長のために、学びや発達が円滑に接続していくような取組を推進しています。

【取組】

○幼保小連携推進事業

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等が生活や学びの連続性に配慮した保育・教育活動を展開することで、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等における子どもたちの生活や学びが円滑に接続していくよう支援します。

○5歳児健康診査

子ども自身が抱える困難さや特性を早期に把握し、関係機関と関わりながら、切れ目ない支援をします。

○就学移行支援(学校へつなぐサポート)

幼児期に療育相談や発達支援を受けていた子どもの保護者が子どもの特性や支援内容を、就学先に円滑に伝達できるようツール(生活支援プランMap「つなぐ」ページ)を提供します。また、就学先と就学前の所属をつなぎ、それぞれの機関の連携がとれるようサポートします。

※生活支援プランMap「つなぐ」ページとは

「生活シート」、「生活の様子」、「こんな支援が助かります」の3つで構成されているシートです。お子さんの得意なこと、苦手なこと、幼稚園・こども園・保育園等での支援の工夫を、具体的に小学校へ伝えることができます。



教育委員会の目指す人材像・教員像

<目指す人材像 >

相模原市人材育成基本方針の目指す人材像である「未来想定思考で自律的に動く職員」を踏まえ、教育委員会が目指す人材像を次のとおりとしています。

「子どもと地域の未来に向けて伴走する職員」

このフレーズには、教育委員会の職員は、子どもや地域のあるべき未来を想い、考え、寄り添いながら未来に向かう人材であってほしい、本市の教育が目指す人間像である「共に認め合い現在と未来を創る人」を自ら体現する人材であってほしいという思いを込めています。

目指す人材像の実現に向け、一人の社会人として、教育に関わる公務員として、職員に必要な資質・能力を身に付けるため、次のとおり取り組んでいます。

- 1 職員が互いに尊重し、認め合う職場づくりを推進します。
- 2 各職員の専門性を高めます。
- 3 土台となる各職員の基礎力を高めます。



<目指す教員像>

教員については、学校におけるその役割を踏まえ、「目指す人材像」に加え、「目指す教員像」を次のとおりとしています。

「教育愛にあふれ社会の中で学び続ける教員」

- (1) 人間性豊かな教員
子どもと共に感動を分かち合い、情熱をもって夢を語れる教員
- (2) 信頼される教員
子どもの願いや悩みに真剣に向き合い、家庭・地域・仲間と共に、その実現・解決に努める教員
- (3) 指導力向上に努める教員
子ども一人ひとりが「もっと学びたい」「もっと知りたい」と感じる授業を目指し、その実現のため自己研鑽に努める教員

基本方針 2

個々の状況に合わせて選択できる、 多様な学びの場や居場所の整備

国においては、COCOLOプランにより、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを旨とするとともに、様々な学びや相談の場を作り出していくことなど、一人ひとりに応じた支援を行うことが重要であるとしています。

本市においても、全ての子どもたちが社会とのつながりを持てるように、個々の状況に合わせた多様な学びの場や居場所の確保に取り組んでいます。具体的には、校内及び校外教育支援センターの拡充、ICTを活用した不登校支援、フリースクールとの連携などを行っています。また、こどもセンターや児童館の運営体制の充実、中高生の居場所づくりの取組を推進しています。

今後は、学びの多様化学校の設置やメタバースを活用した学びの場の整備により、子どもたちの学びの場の選択肢を増やすとともに、地域住民等による居場所づくり活動を支援し、地域の居場所を拡充します。

コラム

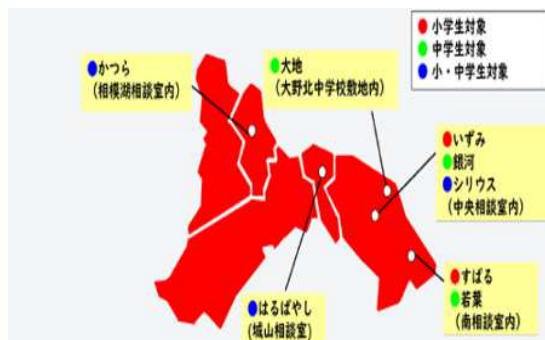
校外教育支援センターとは

校外教育支援センターは、学校とは違った環境で、学習支援や小集団活動、個別指導を行うことで、個々の状況に応じて、学校復帰や社会的自立を目指すところです。

本市には、10時から15時まで開室している7教室と、起立性調節障害等により従来の開室時間に通室が困難な児童生徒を対象にした15時から18時30分まで開室している1教室（「シリウス」）があります。

〈市内マップ〉

市内の校外教育支援センター



〈建物の様子〉



施策の方向と主な取組

1 多様な「学びの場」、「居場所」を確保し、充実を図ります

自分のクラスに入りづらい児童生徒が校内の別室で安心して過ごせ、自分のペースで学習ができる校内教育支援センターのほか、個々の状況に応じて学校復帰や社会的自立に向けた支援を行う校外教育支援センター、新たに設置する学びの多様化学校、メタバースを活用した学びの場の整備、地域住民等と連携した地域の居場所づくりにより、一人ひとりのニーズに応じた多様な「学びの場」、「居場所」の充実を図ります。

25、26
ページ

主な取組

- **校内教育支援センターの設置・推進**
登校できるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒を対象とした学校内の学びの場を全中学校に設置するとともに、小学校への設置も検討します。
- **校外教育支援センターの拡充**
自宅から出ることにはできるが、学校に通うことができない児童生徒を対象とした学校外に設置された公的な学びの場の拡充を検討します。
- **学びの多様化学校の設置**
不登校児童生徒の多様な実態に配慮した「特別の教育課程」を編成・実施できる学校を設置します。
- **メタバースを活用した学びの場の整備・運営**
自宅から出ることが難しい児童生徒を対象とした学びの場を整備します。
- **子どもの居場所づくり活動支援**
こどもセンターや児童館の環境を整備するとともに、地域住民等による施設を活用した居場所づくり活動を支援することで、地域の居場所の拡充を図ります。
- **中高生の居場所づくりの推進**
創作活動などを通じて、不登校生徒を含む全ての中高生が自分らしく過ごせる居場所を確保できるよう、こどもセンターや児童館の開館時間の見直しなどの在り方検討を進めます。
- **子どもの居場所創設サポート事業**
子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進めることで、地域の居場所の拡充を図ります。

2

多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります

不登校や登校をためらいがちな児童生徒を対象に体験活動を実施し、自ら考え、学び、成長できる機会の充実を図ります。

主な取組

• ふれあい体験活動の充実

「チャレンジ教室」(*3)、
「チャレンジ！若あゆ」(*4)を開催し、
自己肯定感や自己有用感を高めることを
目的とした体験活動を充実します。

• メタバースを活用した体験活動の実施

「相模川自然の村野外体験教室（愛称:若あゆ）」
や「ふるさと自然体験教室（愛称:やませみ）」
が再現されたメタバース空間上で、児童生徒が
疑似体験することで、外に出るきっかけを
作ります。

• JAXAや大学等と連携した学習活動の実施

JAXAと連携した「宇宙教育」の要素を取り入れた協働的・探究的要素のある
学習活動や大学と連携した様々な学習活動を実施します。



*3 学校へ登校することをためらいがちな児童生徒や、集団で活動することが苦手な児童生徒を対象に、若あゆ・やませみを活用し、ものづくり等の体験活動を実施

*4 コミュニケーション能力の向上を図り、集団への適応力を高めることを目的とし、個人で選択する体験活動や集団で活動する野外炊事などを、若あゆを会場にして実施

コラム

居場所とは

居場所とは、子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てのことを指し、物理的な「場」だけではなく、遊び、体験活動、オンライン空間といった多様なかたちがあります。子どもが一人でも安全・安心に過ごすことができる居場所があることは、人とのコミュニケーションや、体験活動を通じた創造性の育成につながります。

その場所などを「居場所」と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めることです。そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなどは自ら決めるなど、子ども・若者の主体性を大切にすることが必要です。

学びの場とは

本市では児童生徒の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めています。児童生徒にとって安全・安心な場や興味・関心を広げる場であるよう、**環境デザイン**を意識することも重要と捉えています。

① 校内教育支援センター

(対象:登校できるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒)

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒が自分のペースに合わせて、学習できるようサポートをします。学校には行くことができるが、自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、社会的自立を目指す場として活用しています。

② 校外教育支援センター

(対象:自宅から出ることができが、学校に通うことが難しい児童生徒)

学校とは違う環境で学習支援や小集団活動、個別支援を行うことで個々の状況に応じて、学校復帰や社会的自立を目指す場として活用しています。

③ 学びの多様化学校

(対象:自宅から出ることができが、居住する地域の学校に通うことができない児童生徒)

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校です。弾力的な教育課程の下、興味・関心に応じた多様な学びを行います。

④ メタバース

(対象:自宅から出ることが難しい児童生徒)

自宅のパソコンやスマートフォンから自身がアバターとなり他者とつながることができるバーチャル空間です。空間内では、仲間と一緒にゆったりと過ごすことや、デジタル教材を活用して学ぶこと、また、支援員と個別に相談することもできます。

⑤ その他

公民館、図書館、博物館、フリースクール など



基本方針 3

児童生徒や保護者に寄り添った 相談支援の充実

国においては、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、市や教育委員会への相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し、提供することが求められるとしています。

本市においても、青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談支援、「ヤングテレホン相談」や「さがみはら子どもの権利相談室」等の相談窓口を運営するとともに、相談窓口を検索できるツール「こまったときは 相談しよう そうしよう」の活用を促進することで、児童生徒や保護者からの相談を様々な方法で受け付け、必要な支援につなげる取組をしています。

加えて、不登校児童生徒の健康診断事業や思春期児童訪問支援事業、「不登校を考えるつどい」等、児童生徒や保護者の状況に応じた支援の充実を図ります。

コラム

不登校児童生徒への支援の在り方について

令和元年10月に文部科学省から、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」により、次のとおり基本的な考え方が示されました。

【支援の視点】

- ・ 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること

【学校教育の意義・役割】

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること

施策の方向と主な取組

1 児童生徒や保護者が相談できる体制の充実を図ります

児童生徒や保護者が一人で悩むことのないよう、学校や教育委員会等において、複雑・多様化する悩みを気軽に相談できる体制の充実を図ります。

主な取組

- **青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談の実施**
19歳以下の子どもとその保護者、教職員等に対し、子どもの教育上の諸問題について、教育相談を実施し、相談者の状況に改善をもたらし、相談者自らが目標を達成できるよう支援します。
- **児童支援専任・生徒指導担当・支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実**
研修等により教職員の支援に係る資質能力を向上するとともに、個々の役割や専門性を明確にした上で、「チーム学校」として対応します。
- **相談窓口の整備**
「ヤングテレホン相談」や「さがみはら子どもの権利相談室」等、子どもたちが抱える悩みや困りごとに対応する相談窓口を運営するとともに、内容に合わせて相談窓口を検索できるツール「こまったときは 相談しよう そうしよう」の活用を促すなど、相談しやすい環境を整備します。
- **メタバースを活用した相談環境の整備**
自宅から出ることが難しい児童生徒を対象に、メタバースから相談できる環境を整備します。

2 不登校の児童生徒や保護者に対する支援の充実を図ります

不登校の児童生徒や保護者に対して、様々な方法を活用し、支援を必要としている家庭に必要な情報を行き届かせるとともに、状況に応じた支援の充実を図ります。

主な取組

- **スクールソーシャルワーカー等による訪問型支援の実施**
スクールソーシャルワーカーにより、支援を必要とする児童生徒や保護者への環境調整や社会資源・地域資源の活用を行うとともに、家庭訪問を実施するなど、課題解決への対応を図ります。
- **不登校の児童生徒や保護者に対する情報発信の強化**
市の支援を体系的に分かりやすくまとめたリーフレットやポータルサイトを作成し、支援を必要としている家庭に情報を行き届かせます。

• **不登校児童生徒の健康診断の実施**

学校外での健康診断（内科検診・歯科検診）を実施し、健康状態の把握及び検診結果に応じて、適切な医療につなぎ、心身の健やかな成長を支援します。

• **思春期児童訪問支援の実施**

児童相談所が受理した相談ケースのうち、思春期特有の課題を抱える子どもと家庭にメンタルフレンドを派遣して、子どもの自主性や社会性の発達等の援助・支援を行います。

• **フリースクール等利用児童生徒への支援**

フリースクール等に通う児童生徒の保護者等の経済的な負担を軽減します。

• **「不登校を考えるつどい」の開催**

保護者を対象に不登校に関わる話題や進路に関する情報提供、不登校経験者からの体験談、保護者同士の懇談を通じ、家庭での過ごし方や学校との連携などについて考えるつどいを開催します。



• **保護者同士の交流の場の紹介・情報提供**

不登校児童生徒の保護者同士が交流できる場を、市ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）上で紹介及び情報提供します。

コラム

メンタルフレンドとは

メンタルフレンドは、ひきこもり、不登校などの子どもに対して、児童福祉に理解と情熱を有する大学生などを子どもの心の友（メンタルフレンド）としてその家族等に派遣し、その子どもとのふれあいを通じて子どもの健全な育成を援助するものです。

学校に行きたくても行けない、友達と遊びたくてもきっかけがつかめないなどで家に閉じこもりがち…そんな悩みや不安を心に抱えて生活している子どもたちがいます。

このような子どもたちの遊び相手・話し相手になること、勉強を教えること、趣味の活動を一緒にすることなどを通して、子どもたちの自主性・社会性等の成長のお手伝いをしています。

相談窓口一覧

●【相談窓口検索ツール こまったときは 相談しよう そうしよう】

子ども・若者が困ったときに、スマートフォンなどを使って二次元コードを読み込み、「学校」「友だち」「家族」「自分」などを選択し、困りごとに合った市の相談先を検索したり、そのまま電話をかけて相談したりすることができます。

●ヤングテレホン相談

- ・相談時間 月曜日～金曜日 午後3時30分～午後9時
土曜日 午後1時～午後5時
- ☎ 0120(002)910 (祝日等を除く)
- ✉ yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp

●さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)

- ・相談時間 月曜日～金曜日 午後1時～午後8時
土曜日 午前10時～午後5時
- ☎ 0120(786)108

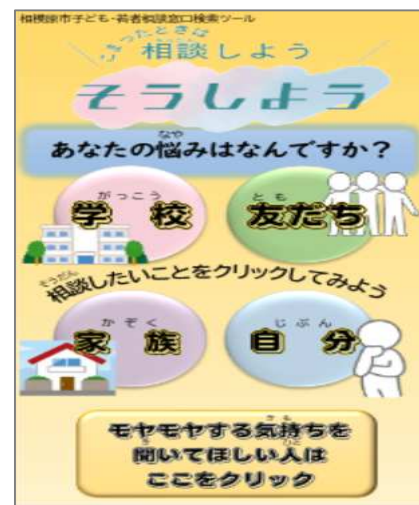
●24時間子供SOSダイヤル

- ・受付時間 24時間365日
- ☎ 0120(0)78310

※さがみはら子どもSOSダイヤルは令和8年4月1日より全国統一のフリーダイヤルである24時間子供SOSダイヤルに一本化しました。

●教育相談課(青少年相談センター)

- ・相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等を除く)
- ・中央相談室 ☎ 042(752)1658
- ・南相談室 ☎ 042(749)2177
- ・城山相談室 ☎ 042(783)6188
- ・相模湖相談室 ☎ 042(682)7020



「こまったときは 相談しよう
そうしよう」は、こちら ⇒



さがみ公式マスコットキャラクター
さがみみちゃん

基本方針 4

関係機関との連携強化による、 切れ目ない支援体制の構築

国においては、地域・学校・家庭が連携・協働し、社会全体で子どもたちの成長を支えることが重要であるとしています。

本市においては、「不登校対策プロジェクト会議」で、市の不登校の現状を把握し、分析を行い、不登校対策に係る施策について検討しています。学識経験者や地域団体の代表者等で構成する「不登校対策検討委員会」で、これらの施策について意見交換を行うとともに、不登校の現状について共通認識を持ち、連携することで、切れ目ない支援を行っています。

また、「子どもの居場所づくり地域連携会議」などにより、地域との連携強化を図り、地域資源を活用した子どもの居場所づくりを推進します。

コラム

不登校対策検討委員会

不登校対策検討委員会は、不登校児童生徒の現状を把握し、不登校の未然防止及び早期解決に向けた支援や、子どもたちの居場所など、子どもたちに寄り添った方策を検討しています。

1 構成員

(1) 学識経験者・庁外

学識経験者、相模原市保護司会協議会会長、相模原市民生委員・児童委員協議会会長、フリースクール団体代表、若者の居場所づくり団体代表、相模原市PTA連絡協議会代表、相模原市社会福祉協議会代表、県警少年相談・保護センター代表、相模原地区高等学校校長会代表、その他目的を達成するために必要な機関の代表

(2) 庁内

市立小学校長会代表、市立中学校長会代表、教育支援担当部長、精神保健福祉センター所長、こども・若者政策課長、こども・若者応援課長、中央子育て支援センター所長、陽光園所長、児童相談所長、支援教育課長、学校教育課長

施策の方向と主な取組

1 庁内の連携を強化します

不登校の児童生徒や保護者のための施策について検討するとともに、課題を見つけ、その解決に向けた方向性及び具体的な取組を検討します。

主な取組

- **学校教育推進協議会の開催**
小中学校の教育活動に係る取組や学校経営上の様々な課題について協議します。
- **不登校対策プロジェクト会議の開催**
庁内の関係各課・機関で構成する不登校対策について検討する会議を開催します。

2 庁外との連携を強化します

地域の資源を活用し、地域と連携した不登校支援や居場所づくりを推進します。

主な取組

- **不登校対策検討委員会の開催**
不登校の児童生徒の現状を把握し、不登校の未然防止及び早期解決に向けた支援や子どもたちの居場所など、子どもたちに寄り添った方策を検討します。
- **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**
地域・保護者・学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える体制をつくり、社会や地域の担い手を育成します。
- **子どもの居場所づくり地域連携会議の開催**
地域・学校・行政など、子どもや家庭を支援する関係者でネットワークを形成し、地域における不登校の状況や居場所の情報を相互共有することで、地域特性に応じた居場所づくりを企画・展開します。

33ページ
コラム

コラム

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクールとは、学校が地域住民とともに教育課程の実現を目指すための仕組みです。地域住民や保護者などで行く学校運営協議会を設置し、地域資源を学校教育とつなげて、子どもの学びの充実や安全・安心の確保などを行うために協議し、「地域とともにある学校づくり」を目指します。

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、民間企業、団体・機関等の幅広い大人が経験や得意分野を生かして、学校と連携・協働しながら行う子どもたちの学びや成長を支える様々な活動です。この活動を通して、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

「地域とともにある学校」と「学校を核とした地域」を一体的に進めることで、地域全体で子どもたちの成長を支える体制をつくり、未来を担う子どもたちを育成していきます。



地域の方を
ゲスト・ティーチャーに



地域の方と学びを深める



地域と学ぶ防災教育



コラム

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は住民の立場に立って、福祉についての相談に応じたり、必要な支援を行ったりする地域福祉活動の担い手です。同じ地域で生活する住民の一員として、住民からの様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

成果指標

全国学力学習状況調査等のアンケートを基に、令和12年度までの成果指標を次のとおり設定します。

- ① 「学校に行くのが楽しい」と思っている児童生徒の割合

現状値(令和6年度) 87% ▶ 目標値(令和12年度) 93%

児童生徒にとって、魅力ある学校になっているかを測る指標

- ② 「先生はあなたの良いところを認めてくれている」と答えた児童生徒の割合

現状値(令和6年度) 90% ▶ 目標値(令和12年度) 95%

児童生徒にとって、魅力ある学校になっているかを測る指標

- ③ 困ったことや悩みを相談できる人がいると思う児童生徒の割合

現状値(令和6年度) 86% ▶ 目標値(令和12年度) 90%

子どもたちが周囲に相談できると感じているかを測る指標

- ④ 相談・指導を受けている児童生徒の割合

現状値(令和6年度) 89% ▶ 目標値(令和12年度) 100%

学びの場・居場所につながっている児童生徒を測る指標

- ⑤ 様々なツールを活用した情報発信により、保護者が不登校支援に関する情報等を認知している割合

現状値(令和6年度) 未測定 ▶ 目標値(令和12年度) 100%

保護者が必要とする情報を整理、提供し、認知されているかを測る指標

事業一覽

基本方針Ⅰ 全ての児童生徒が安心して過ごせる、魅力ある温かい学校づくりの推進

(Ⅰ) 全ての児童生徒にとって、学校や学級を魅力ある温かい場所にします

No.	事業名等	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
1	ポジティブ行動支援の推進	児童生徒のポジティブな行動を罰的ではない肯定的、教育的、予防的な方法で支援するための枠組みのこと。 個人の行動のみを標的とするのではなく、その周囲の人々、あるいは周囲の人々を取り巻く様々な状況も分析とアプローチの対象と捉え、持続的な成果を生むことで、児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上を図り、「ポジティブ行動支援」の考え方やスキルを基にした温かさのある学校づくり、不登校を未然に防ぐ、誰もが行きたくなる学校づくりを推進する。	子ども 支援者	教育相談課
2	学校生活支援員 (学校サポーター)の配置	小学校において、児童が安心して学校生活を送ることができるように、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童に対して、情緒面及び生活面でのサポートを行う会計年度任用短時間勤務職員を配置する。 (令和12年度までに45校に90名を配置)	子ども	支援教育課
3	支援教育支援員の配置	全小中学校等において、教育的支援が必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学習面や生活面の支援を行う会計年度任用短時間勤務職員を配置する。	子ども	支援教育課
4	だれも行きたくなる 学校づくり研修	不登校や問題行動の未然防止となる支援や保護者支援についての理解を深める研修を実施することで、学校の支援体制の向上を図る。	支援者	教育相談課
5	だれもがわかる 授業づくり研修	教員に対して、児童生徒それぞれが「わかる」となり、達成感を味わえるような授業づくりの研修を実施する。また、児童生徒自らの学ぶ意欲を引き出すなど、教員の授業力の更なる向上を図る。	支援者	教育センター

(2) 誰一人取り残さない学びを保障します

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
6	5歳児健康診査事業	5歳になる子どもを対象に健康診査を実施し、子ども自身が抱える困難さや特性を早期に把握するとともに、保護者の不安等への相談に応じ、適切な支援につなぐことで、子どもと保護者が安心して就学準備に向かえるよう支援する。(令和8年度から実施予定)	子ども 保護者 支援者	こども家庭課
7	幼保小連携推進事業	幼児期と児童期の教育や、幼児や児童の発達の特性等を理解することで、子どもの学びの連続性を意識した教育活動を実施し、幼児期の教育・保育から小学校、義務教育学校において、切れ目ない支援を実施する。 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等の教職員が教育課程の編成・指導計画作成や指導方法等を工夫するとともに、幼児教育施設、小学校、家庭が連携し、学びの成果や支援をつなげていくことで、多様性に寄り添い、安心して学校生活を送ることができる支援につなげる。	子ども 保護者 支援者	学校教育課 保育課
8	就学相談事業	教育的配慮が必要な子どもについて、家庭・在園施設・医療機関・療育機関等の様々な情報から、発達状況を踏まえ、通常の学級・特別支援学級・特別支援学校などの就学先を保護者と相談を重ねながら決定する。 子どもの発達状況に合った就学先を選定することで、子どもが安心して学校生活を送ることができる支援につなげる。	子ども 保護者	支援教育課
9	通級指導教室の拡充	通常の学級に在籍する言語面や情緒面等に課題のある児童生徒に対し、適切な指導支援が行える場を拡充することで、安心して学校生活を送ることができるようにする。	子ども	支援教育課

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
10	学力保障推進事業	<p>全ての児童生徒が家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦し、社会で自立していけるよう、基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組を推進する。</p> <p>(学習支援員の配置)</p> <p>基礎的・基本的な学力の習得及び自己肯定感や学習意欲の向上を図ることを目的に、教育課程内において担任と連携しながら学習支援員が一人ひとりに寄り添ったきめ細かな指導・支援を行う。</p> <p>(多層指導モデル MIM の導入)</p> <p>読みのつまずきへの早期的な指導・支援により、児童の学習における土台を構築し、資質・能力の向上につなげる。</p> <p>(生活習慣改善講座)</p> <p>規則正しい生活習慣を身に付けることにより、家庭学習の定着や家庭における自己肯定感の育成を図る。</p>	子ども	学校教育課
11	キャリア教育・ 小中一貫教育推進事業	<p>義務教育9年間にわたり、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育を推進する。</p> <p>各中学校区において、小中学校が義務教育9年間で育てる「めざす子ども像」を家庭・地域住民と共有しながら、カリキュラム・マネジメントにより、「つながる力」「自律する力」「見通す力」「乗り越える力」の育成を図り、自己肯定感・自己有用感の向上を図る。</p>	子ども	学校教育課
12	就学移行支援 (学校へつなぐサポート)	<p>小学校就学に当たって、子どもの特性や、保育園や幼稚園などで受けてきた支援を、事前に就学先と共有することで、子どもの特性に配慮した就学環境を整備し、学校生活における困難を予防する。</p>	子ども	陽光園

基本方針 2 個々の状況に合わせて選択できる、多様な学びの場や居場所の整備

(1) 多様な「学びの場」、「居場所」を確保し、充実を図ります

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
13	校内教育支援センターの設置・推進	自分の学級に入りづらい児童生徒に対して、校内の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を設置することで、児童生徒の学びを保障する。	子ども	教育相談課
14	校外教育支援センターの拡充	様々な要因（主に心理的要因）により、学校を長期にわたり欠席している、または登校を渋る状況にある児童生徒に対し、学校外の落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を設置することで、児童生徒の学びの保障をする。	子ども	教育相談課
15	学びの多様化学校の設置	地域の学校に通うことが難しい児童生徒を対象に、特別な教育課程を編成し、教育を行う学校を設置する。（令和11年4月に設置予定）	子ども	教育相談課
16	メタバースを活用した学びの場の整備・運営	自宅から出ることが難しい児童生徒を対象としたメタバースを活用した学びの場を整備することで、児童生徒の社会とつながる機会の創出や学びを保障する。（令和8年度に整備予定）	子ども	教育相談課
17	中学校夜間学級事業	不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者に対して、夜間学級を設置することで学びを保障する。	子ども	学校教育課
18	海外帰国及び外国人児童生徒教育推進事業	海外帰国及び外国人等児童生徒の受入体制を整備し、それらの児童生徒の教育上の支援の充実や母語通訳を介して生活指導等を支援するため、日本語指導講師や日本語指導等協力者を派遣し、「言葉の壁」による不安や孤立感を軽減することで、学校生活への適応を支援する。	子ども	学校教育課

No.	事業等名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
19	公民館における青少年事業	子どもの健全な育成を図るため、地域団体等と連携し、子ども自身の企画・運営による「こどもまつり」や、様々な体験教室、親子で参加できる事業等を実施する。 公民館での学習や活動を通して、子ども同士の関わりや地域とのつながりを醸成することで、子どもの自主性や社会性を育む。	子ども	生涯学習課
20	電子書籍サービスの提供	児童生徒がタブレット端末等から利用できる電子書籍を提供することで、学校に行くことが難しい児童生徒の自宅等における学習を支援する。	子ども	図書館
21	子どもの居場所づくり活動支援事業	児童厚生施設的环境整備とともに、施設を活用した地域の居場所づくり活動を支援することで、不登校を含むすべての子どもや若者、その保護者が安心して過ごせる「地域の居場所」を増やし、外出のきっかけづくりや支援者・相談機関とつながるように支援する。(令和8年度から実施)	子ども 支援者	こども・若者政策課 こども・若者応援課
22	こどもセンター、児童館事業	こどもセンターや児童館を、地域における子どもや子育て家庭の活動拠点として、その積極的な受け入れと活動の展開を図ることで、不登校を含むすべての子どもや若者、その保護者が、安心して過ごせる場所を充実させ、地域での孤立・孤独を防ぐ。	子ども	こども施設課
23	学習のひろば	夏休みや冬休み期間等に、小・中・高校生、大学生、勤労青年を対象に、青少年学習センター内の青少年団体室等を開放し、様々な活動や学習が行える居場所を提供することで、外出の機会を創出し、社会とのつながりを図る。	子ども	こども・若者応援課
24	中高生の居場所づくりの推進	創作活動などを通じて、不登校生徒を含むすべての中高生が自分らしく過ごせる居場所を確保できるよう、こどもセンターや児童館などの開館時間の見直しなどの在り方検討を進める。 (令和8年度以降)	子ども	こども・若者応援課

No.	事業等名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
25	児童心理治療施設の整備	心理的なケアを必要とする子どもに対し、心理治療など専門的なケアと養育を行う施設を整備するとともに、入所する子ども等への義務教育環境を保障するため、施設内に学区内小・中学校の特別支援学級分教室を設置する。 教育・福祉・医療が連携し、学びの機会の確保を行うとともに、子ども一人ひとりに合わせた特別な教育課程を編成することで、個別最適な学び及び協働的な学びを推進する。	子ども	こども家庭課 支援教育課
26	フリースクール等との連携強化	児童生徒が社会的自立に向け、連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とフリースクール等との連携を強化する。	支援者	教育相談課
27	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進めることで、不登校を含むすべての子どもや若者、その保護者が安心して過ごせる「地域の居場所」を増やし、外出のきっかけづくりや支援者・相談機関とつながるように支援する。 (令和7年12月1日現在、子ども食堂62箇所、無料学習支援53箇所)	支援者	こども・若者応援課

(2) 多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
28	ふれあい体験活動の充実	不登校や登校をためらいがちな児童生徒、集団不適應など、共通の悩みを持つ児童生徒とその保護者を対象に、体験活動を通して、コミュニケーション能力の向上や集団への適應能力を高めることで、自己肯定感や自己有用感の向上を図る。	子ども	教育相談課
29	メタバースを活用した体験活動	「相模川自然の村野外体験教室」や「ふるさと自然体験教室」が再現されたメタバース空間上で、児童生徒が疑似体験することで、外出のきっかけを作り、社会とつながる機会を創出する。	子ども	教育相談課 教育DX推進課
30	JAXA や大学等と連携した学習活動の実施	JAXA と連携した「宇宙教育」の要素を取り入れた協働的・探究的要素のある学習活動や大学と連携した様々な学習活動を実施することで、児童生徒の興味・関心を引き出し、学習意欲の向上を図る。	子ども	教育相談課
31	博物館での調査・研究等を通じた体験活動	博物館で行っている様々な分野の調査・研究の現場に触れることで、児童生徒が興味や関心を持っている分野の学びを提供し、個々の児童生徒に合った学びの機会を創出する。	子ども	博物館

基本方針3 児童生徒や保護者に寄り添った相談支援の充実

(1) 児童生徒や保護者が相談できる体制の充実を図ります

No.	事業等名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
32	青少年教育カウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談	不登校、交友関係、性格・行動上の課題など、子どもの教育上の諸問題について、19歳以下の子どもとその保護者、教職員等に対し、教育相談を実施することで、相談者の状況に改善をもたらし、相談者自らが目標を達成できるよう支援する。	子ども 保護者 支援者	教育相談課
33	児童支援専任・生徒指導担当・支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実	研修等により教職員の支援に係る資質能力の向上を図るとともに、個々の役割や専門性を明確にした上で、「チーム学校」として対応し、校内支援体制の向上を図り、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援する。	子ども 保護者	支援教育課 教育相談課 学校教育課
34	ヤングテレホン相談	子どもや保護者が抱える悩み、不安、心配ごと等に対して電話やEメールで相談に応じることで、必要な支援につなげる。	子ども 保護者	教育相談課
35	24時間子供SOSダイヤル	児童生徒や保護者を対象とした相談窓口を24時間毎日開設し、電話相談を通じて、不登校や登校しぶりへの不安解消や、解決に向けた適切な相談先を案内する。	子ども 保護者	学校教育課
36	思春期・ひきこもり特定相談	13歳から17歳までの思春期のこころの悩みについて、精神科医師が専門的な相談に応じる。	子ども 保護者	精神保健福祉センター
37	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣し、不登校状態においても、規則正しい生活や学習を定着させ、学習の遅れを防ぐ。	子ども 保護者	子育て給付課

No.	事業等名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
38	メタバースを活用した 相談環境の整備	メタバースを活用した学びの場を設置し、メタバースから相談できる環境を整備することで、児童生徒が相談しやすい環境を整える。	子ども	教育相談課
39	さがみはら子どもの権利相談室 (さがみみ) 子どもの権利救済委員	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。 不登校を含む様々な悩みを、傾聴・承認する姿勢で理解し、解決策を子どもが主体的に考えられるよう引き出す。	子ども	こども・若者応援課
40	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせ、自立の促進や生活の向上を図るため、訪問による相談を行うことで、不登校児童生徒を抱えるひとり親の心理的負担を軽減する。また、必要に応じて関係機関へ連携して支援へとつなぐ。	保護者	子育て給付課

(2) 不登校の児童生徒や保護者に対する支援の充実を図ります

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
41	スクールソーシャルワーカー等 による訪問型支援	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーにより、支援を必要とする児童生徒や保護者への環境調整や社会資源・地域資源の活用を行うとともに、家庭訪問を実施するなど、課題解決への対応を図る。	子ども 保護者	教育相談課
42	不登校の児童生徒や保護者に対する情報発信の強化	不登校の児童生徒や保護者に向けた不登校支援の施策や相談窓口等を掲載したリーフレットやポータルサイトを作成し、積極的な情報発信を実施することで、支援を必要としている児童生徒や保護者が一人で悩むことのないよう支援する。	子ども 保護者	教育相談課

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
43	不登校児童生徒の健康診断	学校での定期健康診断を受けることが出来ず、健康上のリスクを抱えている不登校児童生徒に対し、学校外での健康診断（内科検診、歯科検診）を実施し、健康状態の把握とともに検診結果に応じて、適切な医療につなぎ、心身の健やかな成長を支援する。	子ども	学校保健課
44	思春期児童訪問支援	児童相談所が受理した相談ケースのうち、思春期特有の課題を抱える子ども及び家庭に対し、メンタルフレンドを派遣し、子どもたちの遊び相手・話し相手になること、勉強を教えること、趣味の活動を一緒にすることなどを通して、子どもたちの自主性・社会性等を育む。	子ども	児童相談所
45	発達サポート講座	子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげるとともに、子どもを取り巻く大人の理解を深めるため、学習の機会を提供する。	保護者 支援者	生涯学習課
46	フリースクール等利用児童生徒への支援	フリースクール等に通う児童生徒の保護者等の経済的な支援を行うことで、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた学びの場や居場所を確保する。	保護者	教育相談課
47	「不登校を考えるつどい」の開催	不登校児童生徒の保護者を対象とした懇談の場を設けることで、保護者が一人で悩むことがないように支援する。	保護者	教育相談課
48	保護者同士の交流の場の紹介・情報提供	不登校児童生徒の保護者が交流できる場を市ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）上で紹介及び情報提供を行うことで、保護者が一人で悩むことがないように支援する。	保護者	教育相談課

基本方針4 関係機関との連携強化による、切れ目ない支援体制の構築

(1) 市内の連携を強化します

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
49	学校教育推進協議会の開催	学校と教育委員会が様々な施策や取組について、意見交換を行い、情報を共有することで、共通認識を図る。	支援者	教育総務課
50	不登校対策プロジェクト会議の開催	学校と教育委員会が不登校児童生徒の現状を把握し、分析を行い、子どもたちに寄り添った方策を検討し、不登校の未然防止及び早期解決に向けた支援の充実を図る。	支援者	教育相談課
51	支援検討会議の開催	いじめ・不登校・支援教育を所管する課より、支援が必要な児童生徒について、支援方針を検討する会議を開催する。	支援者	学校教育課

(2) 市外との連携を強化します

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
52	不登校対策検討委員会の開催	学識経験者や関係機関の代表者が、本市の不登校児童生徒の現状を把握し、不登校の未然防止及び早期解決に向けた支援の充実や子どもたちの居場所などを検討することで、関係機関との共通認識を持つとともに、連携を図る。	支援者	教育相談課
53	コミュニティ・スクール推進事業と地域学校協働活動の一体的な推進	不登校支援に地域住民が関わることで、不登校の状況を知り、地域で子どもたちの居場所や支援方策を検討するなど、学校と地域が協力して不登校支援を行い、地域での孤立・孤独を防ぐ。	支援者	学校教育課 生涯学習課

No.	事業名	事業における不登校児童生徒に係る支援の概要	対象	担当課
54	子どもの居場所づくり 地域連携会議の開催支援	市内各地域で、地域・学校・行政など、子どもや家庭を支援する関係者でネットワークを形成し、地域における不登校の状況や居場所情報を相互共有することで、地域特性に応じた居場所づくりを企画・展開し、不登校を含むすべての子どもや若者、その保護者が、安心して過ごせる場所を充実させ、地域での孤立・孤独を防ぐ。（令和8年度から順次展開）	支援者	こども・若者応援課
55	青少年健全育成協議会活動の推進	地域の青少年関係団体が青少年健全育成活動を地域ぐるみで効果的に行うために相互に連絡調整し、青少年健全育成に関する調査研究や、広報誌の発行、講演会の開催、パトロール等の啓発活動などを展開するための支援を行うことで、青少年を取り巻く有害環境に早期に対応するための体制を構築する。	支援者	こども・若者応援課
56	青少年問題協議会の開催	青少年のいじめ問題、薬物乱用防止、ネット依存対策等の各種事業を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。	支援者	こども・若者応援課

問合せ先

事業一覧に掲載している各事業の詳細については担当課へお問い合わせください

担当課	電話番号
こども・若者政策課	042-769-8315 (総務・政策班)
こども施設課	042-769-8370 (給与・任用班) 042-769-9227 (事業運営班)
こども・若者応援課	042-751-0091
保育課	042-769-8313 (施設運営班)
子育て給付課	042-769-8232 (手当給付班)
こども家庭課	042-769-9811 (家庭福祉班) 042-769-8345 (保健事業班)
陽光園 療育相談室	042-756-8435
児童相談所	042-730-3500
精神保健福祉センター	042-769-9818
教育総務課	042-769-8280
支援教育課	042-707-7339 (総務班) 042-704-8917 (支援教育班)
教育相談課	042-769-6144 (不登校支援企画班) 042-707-7537 (中央相談班) 042-767-5570 (南相談班) 042-783-6189 (城山相談室) 042-684-3260 (相模湖相談室)
学校保健課	042-851-3106
学校教育課	042-769-8284 (総務班・企画指導班)
教育センター	042-756-0290
教育DX推進課	042-754-2577
生涯学習課	042-769-8286 (公民館支援班・計画推進班) 042-769-8287 (総務企画班・公民館施設班)
図書館	042-754-3604
博物館	042-750-8030

《こども・若者未来局の組織一覧はこちら》



《教育委員会の組織一覧はこちら》



附属資料

1 子どもへの意見聴取

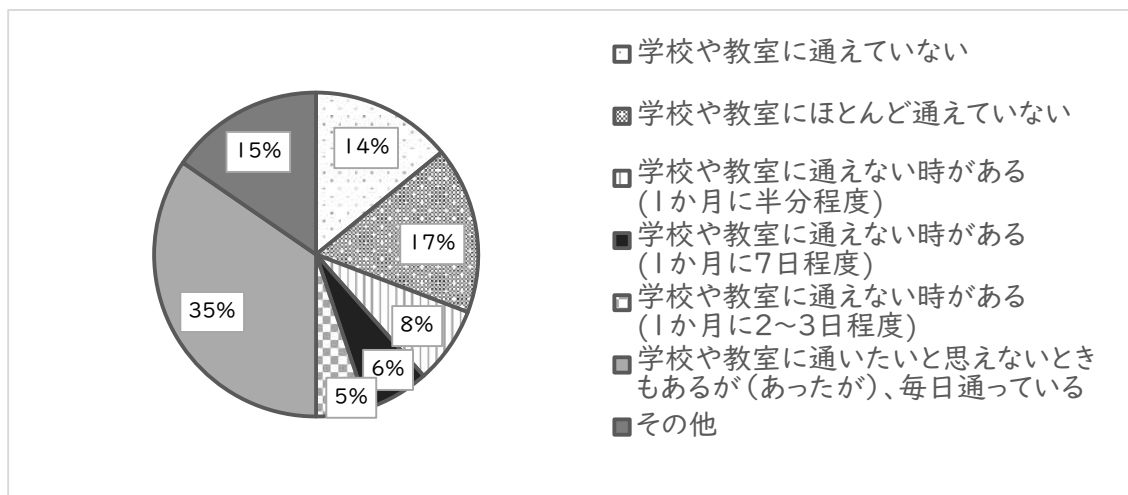
子ども基本法に基づき、不登校状態となっている児童生徒や「学校に行きたくない」と思ったことがある子ども、校内・校外教育支援センターに通っている児童生徒を対象に、インターネットを通じて意見聴取を行いました。

- 実施期間 令和7年10月22日から令和7年12月22日まで
- 回答状況 78人(市内72人、市外6人)

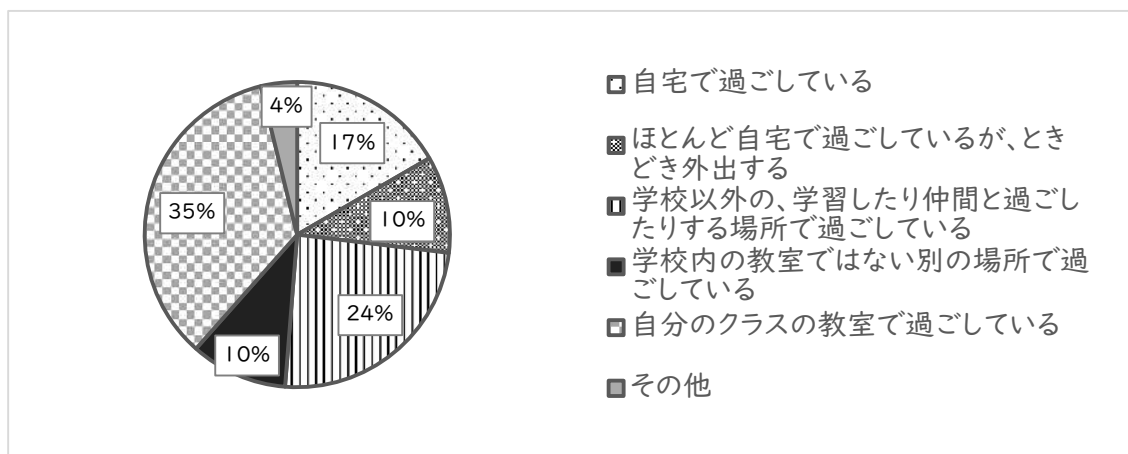
・学年別内訳

	小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生	小学 4年生	小学 5年生	小学 6年生	中学 1年生	中学 2年生	中学 3年生	高校生	(人) 計
人数	1	6	6	8	10	2	7	16	13	9	78

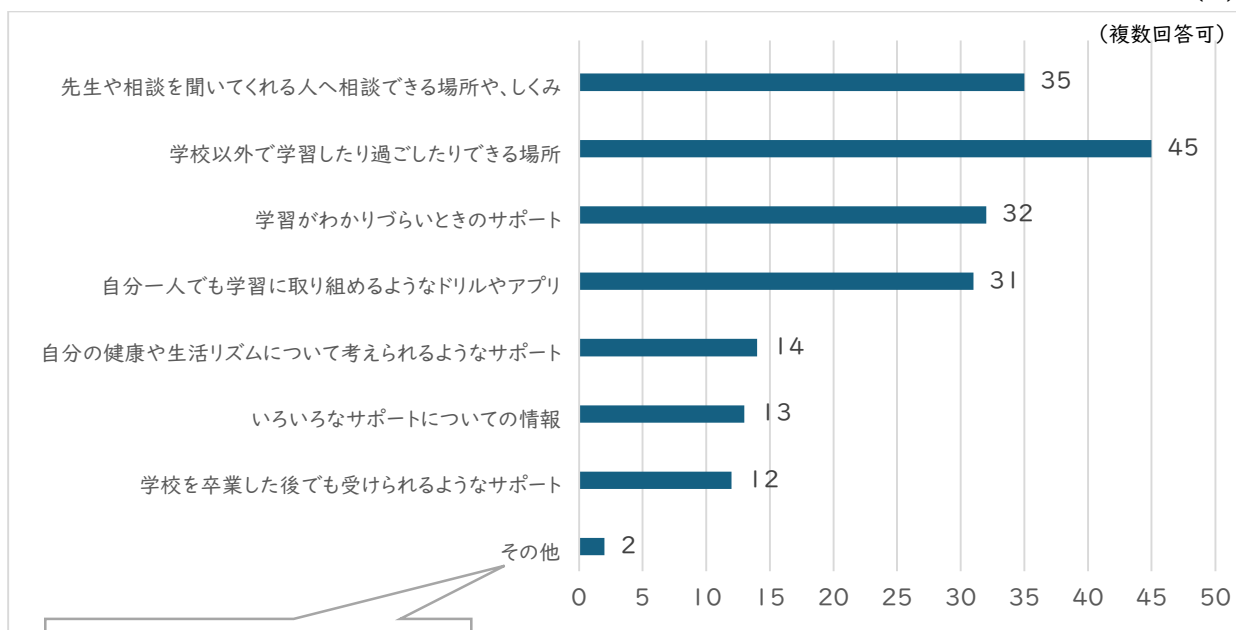
・学校や教室にどのくらい通っているか



・日中、どのような場所で過ごしているか

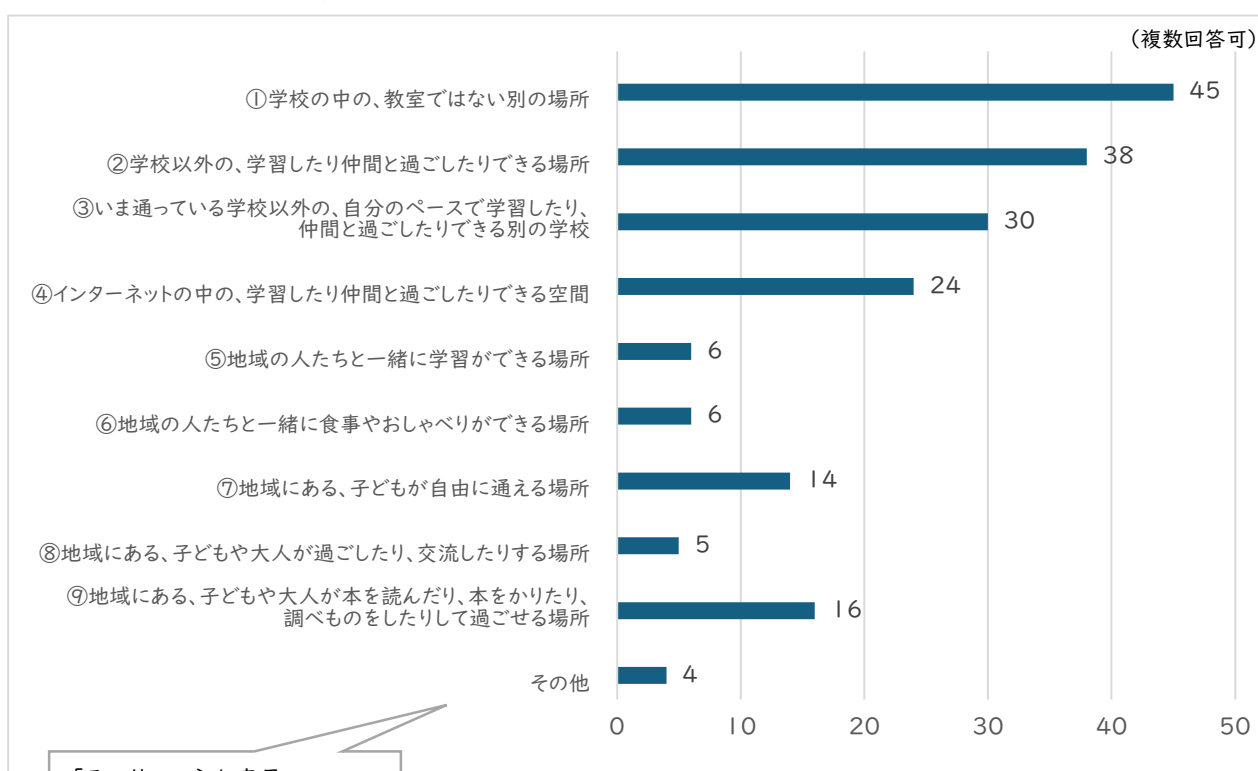


●学校や教室に通えずに悩んでいる時に、周りにどのようなサポートがあると良いか。(人)



「その他」の主な意見
 ・親と話し合えるきっかけとなる場

●学校や教室に通えずに悩んでいる時に過ごす場所として、どのような場所が必要だと思いますか。(人)

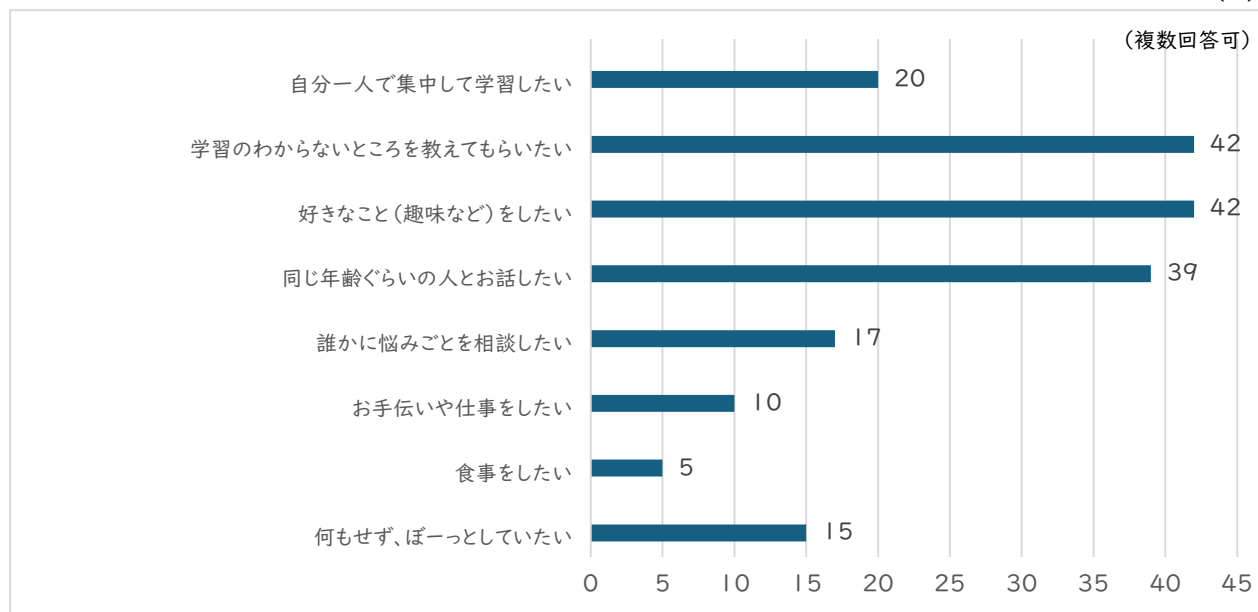


「その他」の主な意見
 ・畑、田んぼ、公園
 ・自宅

- ①保健室や図書室、「〇〇ルーム」など ②フリースクール、校内・校外教育支援センターなど ③学びの多様化学校
 ④メタバース ⑤無料の学習塾など ⑥子ども食堂 ⑦こどもセンター、児童館 ⑧公民館 ⑨図書館

・それらの場所でどのように過ごしたいか。

(人)

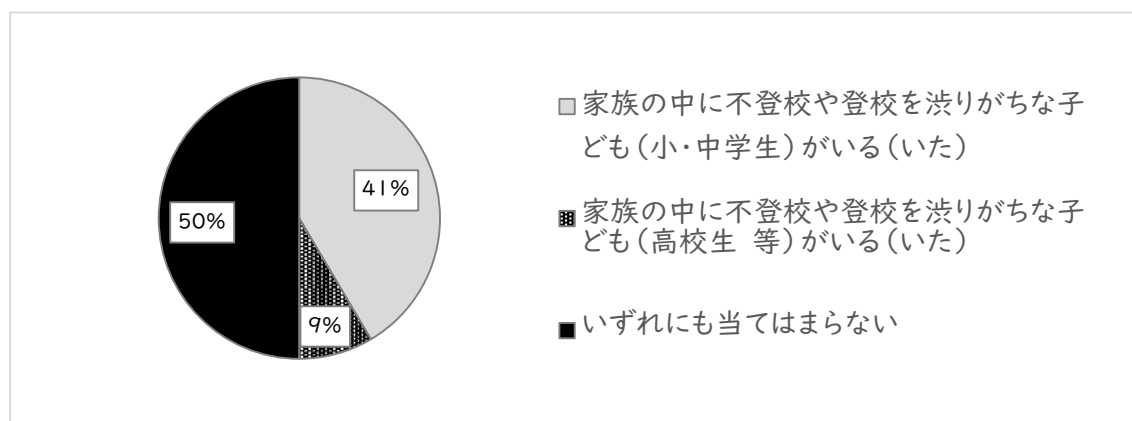


2 大人への意見聴取

不登校児童生徒の保護者や支援者等を対象に、インターネットを通じて意見聴取を行いました。

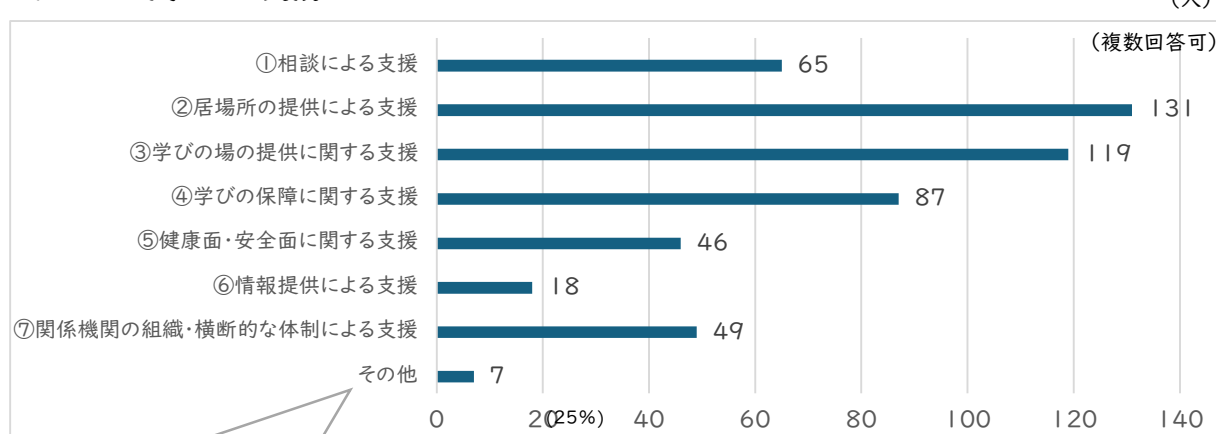
- 実施期間 令和7年10月22日から令和7年12月22日まで
- 回答状況 188人(市内149人、市外39人)

・家族の状況



- 不登校や登校を繰り返しがちな子どもや、その保護者にとって必要な支援とは、どのようなものだと思いますか。

・子どもを対象とした支援



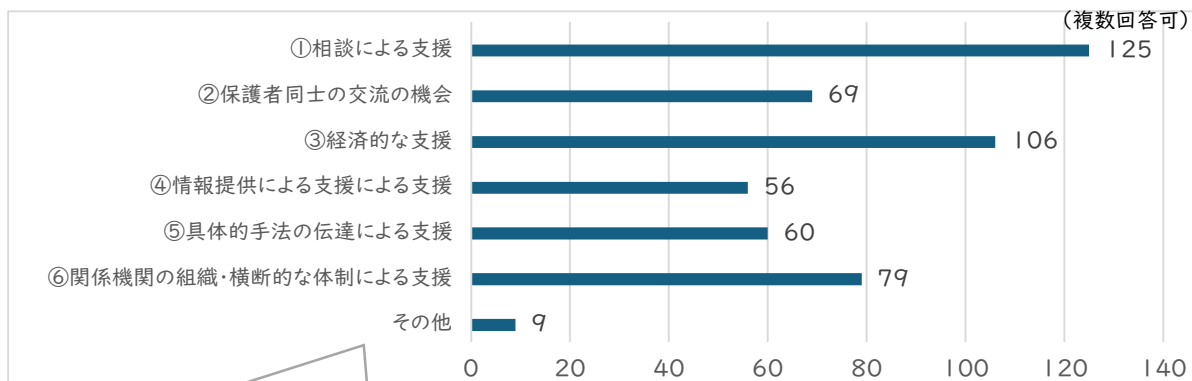
「その他」の主な意見

- ・全ての支援が必要
- ・障害者福祉・困窮者支援などの家庭に対する支援
- ・定期的な家庭への訪問支援

- ① カウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの相談、オンライン相談など
- ② 校内・校外教育支援センター、メタバース、子ども食堂、こどもセンター、児童館など
- ③ 校内・校外教育支援センター、学びの多様化学校 など
- ④ ICTを活用した学習、学校内での個別学習など
- ⑤ かかりつけ病院での健康診断、学校外の学びの場における給食など
- ⑥ 不登校支援ポータルサイト・リーフレット、SNS配信など
- ⑦ 学校・教育委員会・関係機関との切れ目ない連携

・保護者を対象とした支援について

(人)



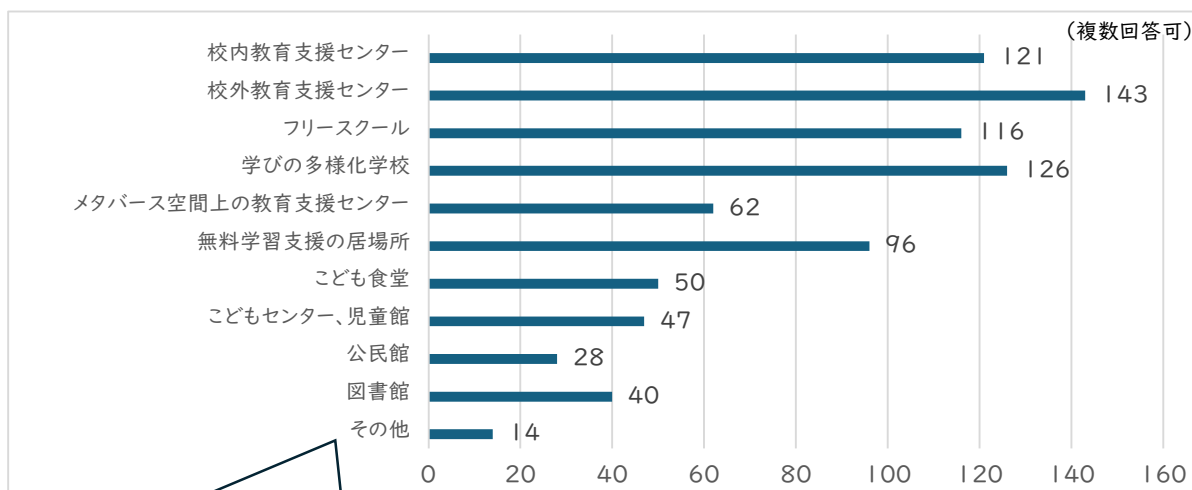
「その他」の主な意見

- ・子どもの将来に向けた具体的な計画と一緒に検討してくれる相談支援
- ・子どもの送迎に関わる人的支援
- ・定期的な家庭への訪問支援
- ・子どもの不登校が要因で、離職や休職を余儀なくされた場合の経済的支援

- ① カウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの相談、オンライン相談など
- ② 親の会、つどい
- ③ フリースクール等の利用料補助など
- ④ 不登校支援ポータルサイト・リーフレット、SNS配信など
- ⑤ 保護者向け研修会
- ⑥ 市・学校・教育委員会・関係機関等との切れ目ない連携

●不登校や登校を渋りがちな子どもたちの学びの場や居場所として、どのような場が必要だと思いますか。

(人)

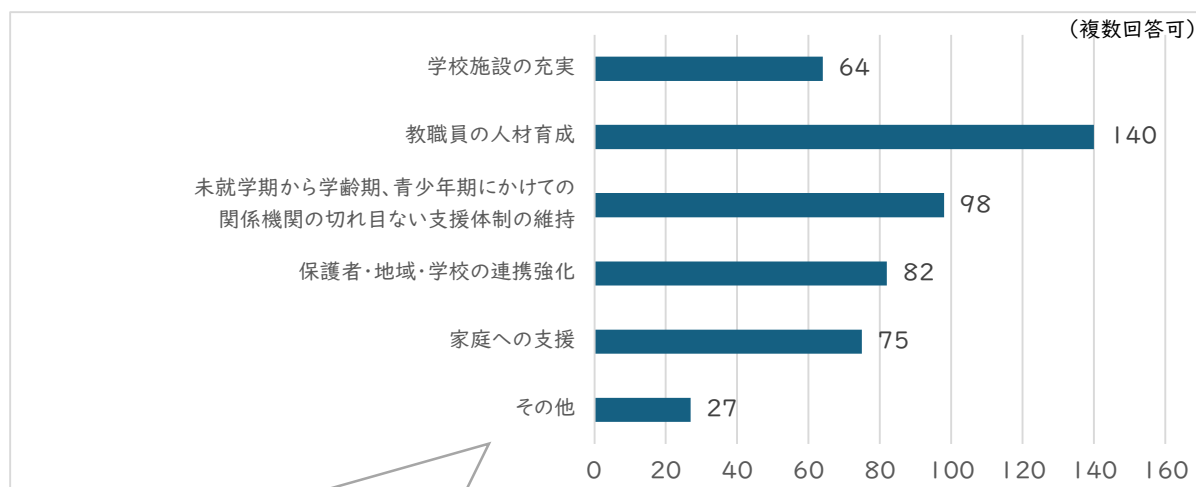


「その他」の主な意見

- ・自宅近くで、不登校を理解してくれる支援者がいる安心できる居場所
- ・地域のクラブチームや習い事など、学校以外の大人や子どもがいる場所
- ・経済的な負担なく様々な体験が出来る場所
- ・地域での子どもたちを支える場所
- ・動物と触れ合える場所
- ・世代間交流の場等、自然体でいられる雰囲気がある場所
- ・何もしなくても良い安全・安心に過ごせる場所

●相模原市では、不登校を未然に防ぐための取組にも重点を置いています。未然に防ぐために注目すべき点は、どのようなことだと思いますか。

(人)



「その他」の主な意見

- ・子どもの状態にあったイベントや行事の情報提供
- ・親子が良い関係を保てるようなイベント等の企画
- ・教員の多忙さの解消(子どもと向き合う時間の確保)
- ・教員の人材確保・未配置の解消
- ・不登校対応専門の教員の配置
- ・教員以外のカウンセラーなどの専門的な人材や支援に対する理解があるサポート人材の配置
- ・クラス運営のメイン・サブ担任制の導入
- ・学校が楽しそうと思えるような環境の整備
- ・学校を居心地のいい場所にするための様々な取組
- ・教室に入りやすい学校・学級づくりの醸成
- ・登校渋りが見られた時点での早急な対応
- ・子どもが一時休んだ場合でも、復帰しやすい学校の体制づくり
- ・学びの場を多様化し、子どもたちが自由に選択できる環境の整備
- ・少人数クラスや、刺激の少ない仲間同士のクラスでの運営
- ・異年齢で集まるクラス以外の環境づくり
- ・個々の状況に応じた学習システムの導入や学習環境の整備
- ・個々の状況に応じた相談支援
- ・学校と家庭の連携
- ・教育委員会と学校の連携
- ・校則の見直し
- ・いじめが起きない学校の風土作りや起きてしまった後の速やかな対応など
- ・休み時間に探究別遊びの活動

「さがそうみらい
みんなでつながる アクションプラン
～相模原市不登校総合対策実行計画～」

令和8年1月

発行 相模原市・相模原市教育委員会

編集 相模原市教育委員会教育局教育相談課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11-15

電話 042-769-6144(直通)

FAX 042-758-5219
